

2019年2月25日
資源エネルギー庁

『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』に基づく
木質バイオマスを使用するバイオマス発電設備について（注意喚起）

F I T 認定を取得された木質バイオマス発電事業者におかれては、『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下、「木質バイオマス証明ガイドライン」という。）』（林野庁）に基づく由来の証明により適切に分別管理された木質バイオマスを調達し、使用するよう下記のとおり注意喚起します。

F I T 制度におけるバイオマス発電設備で使用される木質バイオマスについては、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の証明により適切に分別管理された木質バイオマスに限り、「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の燃料区分の調達価格が適用されます。

よって、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき適切に分別管理されていない木質バイオマスを使用し発電された F I T 電気は、本来「建設資材廃棄物」と同等の燃料区分の調達価格が適用されるものであり、「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の燃料区分を適用することはできません。

また、電気利用者の負担により成り立つ F I T 制度では、電気利用者の信頼を確保するため適切な調達価格が適用されることが重要であることから、木質バイオマス証明ガイドラインに基づく木質バイオマスを使用する発電事業者は、当該ガイドラインに基づき適切に分別管理された木質バイオマスを調達し、使用する責務があります。

しかしながら、平成 29 年 7 月 4 日に総務省より公表された『森林の管理・活用に関する行政評価・監視結果報告書』においては、チップ加工事業者等が木質バイオマス証明ガイドラインに基づく由来の証明書を作成しないままバイオマス発電設備に燃料チップを納入するなど、不適切な事例が報告されております。

木質バイオマス発電事業者におかれては、燃料チップ等の受入時に、納入された木質バイオマスが当該ガイドラインに基づき由来証明されているものであることなど、十分ご確認ください。

なお、由来の証明書の不備など、木質バイオマス証明ガイドラインの不適切な運用による燃料区分の適用が確認された場合は、FIT法に基づく指導、改善命令の対象となり、また、改善されない場合には、認定を取り消す可能性がありますのでご注意ください。

《参考》

○発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（林野庁）

(http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html)

○森林の管理・活用に関する行政評価・監視〈結果に基づく勧告〉（総務省）

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_00005.html)

※「森林の管理・活用に関する行政評価・監視結果報告書」P338～349参照

（問合せ先）

○FIT制度に関すること

資源エネルギー庁新エネルギー課

TEL:0570-057-333（受付時間：平日9:00から18:00）

○木質バイオマス証明ガイドラインに関すること

林野庁木材利用課

TEL:03-3502-8111